

盛岡保健所長告示第 26 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 6 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

1 訪問看護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312210982	岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	紫波郡紫波町桜町字三本木 32 番地	平成 19 年 7 月 1 日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312210982	岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	紫波郡紫波町桜町字三本木 32 番地	平成 19 年 7 月 1 日